

## 投資信託定時定額買付規定

### (規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）との間の第2条に規定する投資信託定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。なお、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

### (投資信託定時定額買付サービス)

第2条 本サービスは、毎月、あらかじめ定めた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定いただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買い付けするものです。

2 本サービスにおいて当行が取り扱う投資信託の銘柄については、当行が別途定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。

3 お客様は、対象銘柄の中から買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定し、買付けの申込みを行うものとします。

### (申込方法)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、証券総合取引約款第3条により届出されたお届出の印鑑により記名押印し、これを当行取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用することができます。

2 お申込みにあたっては、投資信託自動けいぞく（累積）投資契約を締結して、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資口座が開設済みであるときはこの限りではありません。

### (払込方法)

第4条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1指定銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を当行所定の日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とします。以下、当行所定の日を「振替日」といいます。）に指定預金口座からの振替により払込みを行うものとします。お客様が2銘柄以上を指定銘柄とされる場合においては、各銘柄の振替金額の合計額を、振替日に払い込むものとします。

2 前項の振替は普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手または預金払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく指定預金口座から当行所定の方法で引落すものとします。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。

3 振替金額は、1指定銘柄につき5千円以上1円単位の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISA

Aでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第5条第3項に規定する買付けの手数料や消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。

4 年間2回まで、指定買付金額を増額して、引落口座から引落し、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前項の振替金額と本項の増額金額（第5条第3項に規定する買付けの手数料や消費税を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

5 第1項の指定預金口座については、証券総合取引約款第4条で指定する指定預金口座と同一の口座に限るものとします。

6 振替日において、指定預金口座の支払可能残高が振替金額に満たない場合は、お客様に通知することなく、その月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替日以降も振替および買付けは行いません。

7 複数の指定銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の支払可能残高が振替日に各指定銘柄の振替金額の合計額に満たない場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引落しさせていただきます。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負いません。

8 振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

#### （買付時期および価額等）

第5条 当行は、お客様からの振替金額の受入れをもって、毎月の振替日に指定銘柄の買付けの申込があったものとします。

2 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。

3 第1項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、市場の休場等により当該指定銘柄の投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます。）が買付けの申込みの受け付けを中止または取り消した場合には、翌営業日以降最初に買付けの申込みが可能な日に、買付けの申込みを行います。

#### （申込内容の変更等）

第6条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名およびお届け印を捺印し、これを当行に申込内容の変更等を希望する月の振替日の6営業日前までにご提出していただくことにより、申込内容の変更等を行うことができます。

#### （投資信託の振替および収益分配金の再投資）

第7条 投資信託の振替および収益分配金の再投資は、それぞれ証券振替決済口座管理規定および投資信託

自動けいぞく（累積）投資規定に基づき行うものとします。

（取引および残高の通知）

第8条 当行は、本サービスに基づく取引の明細、各指定銘柄の買付預り金および残高の通知につきましては、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的を送付することによって通知します。

2 前項の規定により、お客様に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができます。

（対象銘柄の除外）

第9条 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

- ①当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ②その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合

（本サービスの停止）

第10条 当行は、次にあげる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ①委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ②委託会社の登録取消、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- ③災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

（本サービスの解約）

第11条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ①お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合
- ②お客様が累積投資口座を解約された場合
- ③当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤第9条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
- ⑥一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合

2 前項に定める場合のほか、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたてNISAで本サービスを利用される場合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。

なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取扱うことができます。

- ① お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、当該約款第2条の2の規定により、非課税口座に該当しないものとされた場合 当行が任意に定める時期
- ② お客様が当該約款第9条の2の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更が行われる場合 非課税管理勘定が新たに設定される日
- ③ お客様が当該約款第8条の2の規定により累積投資勘定が廃止される場合 累積投資勘定が廃止される日
- ④ 当該約款第11条の規定に基づき、非課税累積投資契約が解除され、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日

(免責事項)

第12条 申込書に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(合意管轄)

第13条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第14条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあり、かかる改定が行われた場合は、本サービスの取扱いは改定後の規定に従うものとします。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2021年4月